## 新座都市計画道路 3・4・10 放射 7 号線(栗原工区) 用地測量説明会の開催結果について

1 開催日 平成30年3月16日(金) 19:00~20:10

平成30年3月18日(日)14:00~15:00

2 場 所 新座市立野寺小学校 体育館

3 対 象 者 都市計画道路予定線内及び道路中心線から両側概ね30m内に、土地・建物 をお持ちの方又はお住まいの方

4 内 容 計画道路及び都市計画変更の概要について 用地測量について 用地取得の流れ・補償のあらましについて

## 5 主な質疑応答

【用地測量に関すること】

- Q. 用地測量を行った結果、計画道路の位置が変わることはあるのか。
- A. 用地測量は、皆様がお持ちの土地の境界を確定し、計画道路にかかる面積を明らかにするものであり、道路の位置が変わることはない。
- Q. 境界立会は、該当する全ての方が同時に行わないといけないのか。
- A. 隣接する方同士がなるべく同じ日程となるよう調整させていただくが、都合が悪い方は後日立会をいただくことになる。
- Q. 境界立会の時期は具体的にいつ頃か。
- A. 1~3 工区については 6~7 月頃を、4 工区以降については 8 月頃を想定している。立会をお願いする概ね 2 週間前には、案内文を送付させていただきたいと考えている。

## 【用地補償に関すること】

- Q. 残地は買収してもらえるのか。
- A. 残地の買収は行っていない。残地が不整形となり価値が下がる分については、金銭で補償 させていただくことになる。
- Q. 残地を残されても困る。残地の処理について、他事例ではどのように対応しているのか。
- A. 隣接する方等の希望が合えば、民民での売買に至るケースもあるが、それらは用地交渉を 進めていく中で意向を確認させていただく。

- Q. 道路が完成することにより振動・粉塵等で土地や家屋の価値が落ちる。そのような場合も 補償対象となるのか。
- A. 振動・粉塵等による補償は行っていない。振動・粉塵等による影響が少しでも小さくなるよう、低騒音舗装の採用や植樹等を検討したい。
- Q. 道路が橋梁構造になることで家が影になってしまう。日照阻害による補償も、用地補償と ともに行うのか。
- A. 日照阻害による補償は国が示している基準があるため、それらを参考に道路工事を行うまでの間に対象となる方と協議をさせていただきたい。

## 【今後のスケジュールに関すること】

- Q. 用地買収はいつ頃になるのか。
- A. 早ければ平成31年度から用地交渉に着手したい。
- Q. 道路工事にどの位時間を要すのか。
- A. 概ね 2~3 年程度を想定している。
- Q. 用地測量から用地買収まで、各作業が全て完了しないと次のステップに進めないのか。
- A. 用地測量は全線、土地評価は事業認可毎での作業を一連として行うが、用地取得に向けた 物件調査及び用地交渉は個別で実施することになる。
- Q. 埼玉県区間のスケジュールに対し、東京都区間のスケジュールはどうなのか。
- A. 都県を跨ぐ道路のため、同時期に完成させないと効果が発現されない。東京都と連携し、 同時期に完成できるよう、引き続き、連携して取り組んでいきたい。